

## OECD 諸国における年金改革の動向

阿萬 哲也

### ■ 要約

現在29カ国のOECD加盟国においては、公的年金の比重が一般的に高いが、私的年金についても特に最近重視されてきており、これらに年金受給者に係る税制優遇措置を組み合わせ、各国ごとの事情に即して高齢者の所得保障施策が行われているところである。本稿ではそれらの現状および改革の動向について概観する。

これらの制度については、高齢化の進展などの課題に対処するため、受給額の削減、支給開始年齢の引き上げ、積立方式や確定拠出方式の制度の拡充などさまざまな改革が各国で行われている。また、労働市場や家庭環境の変容に適合するためにより柔軟な制度へと改正が行われている例も見られる。全体として今後年金制度がどうあるべきかということについてはさまざまな議論が展開されているが、いずれにせよ、いかに各制度のリスクを分散させて総体として高齢者の所得を安全かつ効率的に保障していくかという観点から検討を重ねていくべきものであろう。

### ■ キーワード

OECD、年金制度、年金改革

### I はじめに

現在、日本においても年金制度の改革が検討され、国民的議論となっているところであるが、経済協力開発機構（OECD）に加盟する多くの国々においてもさまざまな改革が行われているところである。また、OECD事務局としても各国の年金制度の現状およびその改革の動向について研究を行ってきているところであり、最近では1997年12月の国際労働機関（ILO）との合同ワークショップ、98年6月の社会保障大臣会合において、その成果が公表されているところである。それらの内容は、日本の改革の方向性を考える際にも参考となるであろう。本稿においては、筆者がOECD在勤中に作成に参加した上記会合への報告書を下敷きにして、それに最近の各国の動向も踏まえ、OECD加盟諸国に

における年金制度の現状およびその改革の動向について概観するものである。

### II OECD加盟国の年金制度

現在OECDに加盟しているのは29カ国であるが、歴史的に見ると、1988年に制度が施行された韓国など若干の例外を除き、戦前には（ドイツ、デンマークなどにおいては既に19世紀末には）制度が創設され、これまで適用範囲の拡大、給付額の増額などを行ってきているところである。それらの発展過程におけるさまざまな相違点のため、またそもそも年金制度の基本理念について各国間において大きな違いがあるため、現在のOECD加盟国の年金制度に関して一般的な共通点を見つけることは困難であるが、可能な限りグループ分けを行っ

て全体的な傾向を探ると、下記の通りとなる。

### 1. 公的年金の状況

OECD加盟各国の公的年金制度を概観すると、すべての国において定額給付年金もしくは所得比例年金、またはその両方を持っているが、その基本構造にはかなりの違いが見られる。まず、定額給付年金(いわゆる基礎年金)については下記の状況である。

- (1) 現時点において、支給開始年齢は大多数の国で65歳以上(北欧諸国の一部で67歳)であり、また、女性に関する特例(60歳前後)のある国も数例あるが、概してその差を縮めようとする政策的動きが見られる。
  - (2) 保険料を基礎年金の財源としており、しかもその拠出を年金給付の要件としているのはイギリス、アイルランドおよび日本の3カ国のみである。なお、日本以外の2カ国においては税を財源とした補助的な非拠出年金も別途存在するのと比較して、日本の場合には単一の給付について財源の3分の1を税としているところが違う。
  - (3) 北欧諸国の基礎年金については、デンマーク<sup>1)</sup>以外では保険料を財源とするがその拠出を年金給付の要件とせず、居住要件を別途課している<sup>2)</sup>。ミーンズテストについてはフィンランドのみ存在する。
  - (4) カナダ、オーストラリアなどの国においては、純粋に税財源によって基礎年金が運営されている。しかし、一般の生活保護制度とは別に高齢者のための現金給付制度をもうけているカナダなどの国と、一般の生活保護制度の一環として基礎年金制度を運営しているオーストラリアなどの国とでは、給付水準、ミーンズテストの要件の厳格性<sup>3)</sup>などに関しても違いがある。
- また、所得比例の公的年金については、一部導

入されていない国もあるが、ほとんどの加盟国において老後の所得保障について大きな役割を果たしている。

- (1) 基礎年金と同様に、大多数の国において支給開始年齢は65歳以上と設定されているが、特に東欧諸国などでは60歳以下の設定も見られる。男女の支給開始年齢の差については、基礎年金と同様に縮めようとする政策的な動きがある。
- (2) 一般的には、支給開始年齢に達した場合に少なくとも部分的に退職していることを要件にしているが、一方、支給要件とはせずに、年金を受給している間に就業している場合には一定割合で給付を減額するアメリカのような例もある。また、支給開始年齢の前に退職した場合には一定要件の下で繰り上げ支給を行うこととしているところが大半である。
- (3) 給付額の決定方法については国によって千差万別であるが、退職直前の収入または退職前の一定期間の平均収入に一定計数をかける方法(日本、ルクセンブルグ、フランスなど)、または国によって一定の年金給付の基準額を決定してそれに在職期間の長さなどを考慮して各人に与えられる、いわゆる「年金ポイント」をかける方式(ドイツ、スウェーデンなど)に大別される。

これらの公的年金により、各国とも退職前所得のかなりの割合を給付している。上述のOECDの報告書の基づいた各国の情報提供によると(いずれもいわば各国の「自己申告」に基づくものであり、算定基礎が不明であるが)、多くの国が60～80%の代替率を達成している(デンマーク、ドイツ、イタリア、ノルウェーなど)<sup>4)</sup>。また、これらの代替率に上乘せして私的年金に加入することも後述の通りほとんどの国で奨励されており、税制優遇措置などが行われているところである。

## 2. 私的年金の状況

私的年金については、公的年金ほど発達していない国も見受けられるが、後述のような状況の中でほとんどの国でその重要性を増してきている。私的年金の役割は各国によって違いはあるが、一般には、単なる貯蓄と比較してより安全な形で退職後所得を増加させること、運用機関における保険料の蓄積が銀行などにおける貯蓄の一形態として投資に回されて国内経済を活性化すること、などが制度の理由として挙げられている。一般的には加入は任意とされているが、法的に(オーストラリア)または労働協約上(デンマーク)義務付けられている国もある。財政方式は積立方式<sup>5)</sup>であり、確定給付方式をとる国もあるが傾向としては確定拠出方式がより多く採用されており、政府としても税制面で優遇を行っている(アメリカなど)。これらの年金は、イギリスのような特別な例を除いて公的年金を補完するものという位置付けがなされており、政府としては主に税制面で制度の支援を行っている<sup>6)</sup>。

## 3. そのほかの税制優遇措置

なお、高齢者または年金受給者に対する税制優遇措置により、それらの者の退職後所得を充実させることも各国において行われている。これについては、一番簡単なのは年金給付を非課税所得とする方法があるが、これを行っている国は少ない。ミーンズテストを行う給付や障害給付などについては一般的に非課税所得とされているが、老齢給付自体を非課税所得としているのは韓国、メキシコなどのみであり、また例えば韓国については、年金保険料を支払う際にそれが所得から控除されないために、給付の際には非課税所得になっているのにすぎない<sup>7)</sup>。最も一般的なアプローチは、オーストラリア、フィンランドなどで行われている年金受給者に対する税控除であり、所得が年金のみの場合には納税する必要がないように制度設計さ

れている。また、老齢であるという条件のみで税控除を行う国(カナダのAge Credit、アイルランドのIncome Tax Age Allowanceなど)や、障害が発生していることを理由として税控除を行う国(オーストラリアなど)もある。これらの制度は、年金給付と相まって高齢者の所得保障に大きな役割を持っているところである。

## III 加盟国を取り巻く状況の変化： 年金改革に向けてのインセンティブ

社会保障制度はその歴史的経緯においていつの時代においてもさまざまな課題を抱えてきた。1960年代までは公平性の追及が大多数の国の政策目標であり、年金制度については給付レベルの引き上げなどが行われてきた。それが70年代になるとオイルショックによる景気停滞、失業率の増加などによって政府の役割についても疑問が呈されてきていたところであるが、近年では、高齢化、高失業率、労働市場の流動化、そして家族形態の変容などの社会経済的な変化に対処することが社会保障制度一般の大きな課題になってきているところである。それらの課題は年金制度についてもさまざまな観点から密接に関連するものであり、日本を含め各国においてそれらの課題に対処するための方策について検討を重ね、制度改革を行っているところである。

### 1. 人口の高齢化

トルコなどの老齢人口比率が未だ小さい国においてはまだ問題が顕在化していないが、大部分のOECD諸国において人口の高齢化は共通の課題であると言うことができる。人口の中で高齢者の割合が増加することにより、医療や年金給付などが増大し、財政を圧迫するというのがよく指摘される問題であるが、特に日本や韓国はOECD諸国の中でも高齢化のスピードが欧州諸国と比較すると

速いため、その分問題の深刻さも大きいと言えるであろう。

これらは各国の年金財政にも大きな影響を及ぼしており、特に今後はフィンランド、ドイツなどと並んで日本も、OECD諸国の中でも年金に関する支出が過去30年と比較して今後大幅に増加することが予想されている。また、当然のことながら高齢者個人々の平均余命も延びており、各人ごとの年金受給の期間もそれにつれて延びているところである。このような状況の下で、これまでも高齢者に対する支援という観点からOECD諸国の社会保障制度の中で大きな位置を占めてきた年金制度の部分も、改革を余儀なくされているところである。

## 2. 労働環境の変化

税を財源とする年金制度では直接的な関係はないが、保険料を財源とする年金制度においては、労働環境の変化が直接制度の財源に影響するため、近年の高失業率下において制度上の問題が顕在化してきている。この高失業率はOECD加盟各国のうちほとんどの国においてしばらくは続く予想されており、また個人のライフサイクルを見ても、アメリカやオーストラリアなどで見られるように頻繁に転職を行うために短期間失業するというケースがこれまで以上に多くなっていくこと、さらに高齢の男性の雇用率の減少およびそれと対照的な女性の雇用率の上昇などの多くの労働環境の変化が今後起こってくるため、年金制度としてもそれらの事象に対応することが求められるようになってきている。

## 3. 家庭環境の変化

上記の労働環境の変化とも関連して、家庭環境についてもOECD諸国において大きな変動が起こっている。女性が労働市場へ進出し、経済的にも独立していると、共働き家庭の増加、晩婚化、離婚率の増加なども見られている。それらについ

ては基本的には児童家庭政策により対処する問題であるが、年金制度の観点からどう対処するかという点についても検討する必要があるが生じている。また、年金制度に特化した話としては、育児や高齢者介護を行うために離職・休職を行っている期間については収入がなく、従って保険料の拠出も行うことができないが、それらの期間について何らかの優遇措置を設ける必要がないかどうかなどについても問題になっているところである。

## IV 加盟各国の年金改革の動向

上述のような課題が山積する中で、OECD加盟国の中においてそれぞれの国の状況に応じて年金改革が行われ、または検討されているところである。その基本的方向性については、昨年のOECD社会保障大臣会合に先立って行われた各国政府に対する調査によると、年金制度の中長期的財政安定性を目的としているという回答が最も多かったが、そのほかには年金の支給開始年齢と実効退職年齢の差をどのようにするかという観点、給付レベルをいかに適正なものにしていくかという観点、いかに年金制度の存在が労働へのインセンティブになるようにするかという観点など、さまざまなものを含んでいる。これらはどれか一つだけが独立して目的となるものではなく、従って単一の制度改革によって問題が解決するというものでもないが、さまざまな施策を組み合わせることによってそれぞれの国の状況に応じて実際の改革を行っていくことが大切であり、実際に各国においてはさまざまな改革が行われてきている。下記はその主な例を示すものである。

### 1. 年金給付額の削減

まず、最も簡単ではあるがその実現が最も難しいのは、年金支給額を削減するということである。これについては、オーストラリア、ポーランド、チェ

コなど給付水準を引き上げている国を除く多くの国が、何らかの形で給付額の削減を行っている(ドイツ、イタリア、カナダ、フィンランドなど)が、ほとんどの場合において単に給付率を減額するのではなくそのほかのさまざまな手法によっている。例えば、給付額にネット所得スライドが日本に先駆けてドイツで導入され、社会保険料などの増額からくる負担増を一部年金受給者に転嫁することによって、給付額に係る一定の抑制の役割を果たしている。そのほか、間接的な方法ではあるが、給付額は同額であるがその給付の要件となる拠出期間を延長したり(トルコ、ポルトガルなど)、最終的な給付額の基礎となる雇用期間を延長したり(スペイン、フランスなど)している例も見られる。また、一連の年金改革の流れの中で、同じ年齢集団の平均余命の上昇に合わせて個々人の支給額が減少するような改正も行われている(スウェーデン、ドイツ)。

## 2. 積立方式の重視、確定拠出方式への流れ

これまでのOECD諸国の大半では年金制度の方式は確定給付・賦課方式の制度がほとんどであったが、上記の通りの状況の中で、これまでの方式を継続すると将来的により一層の給付削減を行う必要が生じる可能性があり、そのようなことが政治的にはより一層困難になる状況も容易に想定できる。そのために、将来の年金給付の支払いをある程度今のうちから担保しておくという観点から、賦課方式のみではなく積立方式の部分を作るか、または既存の積立部分を拡充したりする国も見られる(カナダなど)。また、公的年金の世界においても確定拠出方式を確定給付方式に代えて採用する国も出てきている(スウェーデン、イタリアなど)。これらの改革は、年金の負担と給付の関係については基本的に国がその時点時点で責任を持って調整し、運用リスクについてはいわば国の関与による何らかの形で吸収することとなっていたものを、そのリスクを年金受給者に転嫁したり、国

が別途運用できる積み立てを増額させて経済の活性化のためにも使おうとするものである。

例えば、カナダにおいては国庫で運用している積立部分を現在の年金給付総額2年分から5年分に増額し、またその運用についてもこれまでの規制を緩和してより利益率の良い投資をすることとしている。また、最近のスウェーデンの改革においては徹底した制度改革を行っており、あくまでも賦課方式の公的年金の範疇ではあるが確定拠出方式収入を導入し、それに完全積立方式の基金(収入の18.5%の保険料のうち2.5%を積み立て部分に回す)を組み合わせる別途運用も行えるようにしているものである。このような改革の方向性はいわゆる「世銀方式」(基礎年金としてミーンズテストに基づく給付を税財源で賄い、2階部分は国の規制の下において民間機関が積立方式により運営し、そして3階部分で民間の自由な運営を行うという制度)とも仕組みとしては通じるものがあるが、2階部分の運営も国が行っているという点で折衷的である。

## 3. 私的年金の重視

上記のような公的年金の範疇で積立方式・確定拠出方式を採用している国はあまり例がないが、東欧諸国など比較的最近OECDに加盟した国々を中心として、多くの国が私的年金を重視していく方針を採ってきている。これは、私的運用の方がより柔軟に行えて利益率も一般的に高くなり得るという利点に基づき、基本的な部分は公的年金でカバーした上で、それに加えて全体としてより高い給付水準を私的年金給付で達成するという考えであるが、国によっては公的年金の役割は最低限の所得保障を行うという役割にとどめている国(オーストラリアなど)もある<sup>8)</sup>。

東欧諸国のうちハンガリー、チェコ、ポーランドなどにおいては、最近の年金改革において私的年金を法定化し、公的部分のみでは保証することのできない水準の給付について私的年金によってカ

バーするという方針を打ち出している。そのほか、オーストラリア、デンマークなどは私的年金への加入が法的に、または労働協約上義務とされており、私的年金への加入率はかなり高い。メキシコも積立方式・確定拠出方式の私的年金への加入を最近義務付けたりと、かなりの加盟国において私的年金への加入を担保しようという動きがある。また、それ以外にも、公的年金のカバーする給付水準があまり高くない国(カナダ、アメリカ、イギリスなど)においては事実上私的年金が高齢者の所得保障に関して大きな位置を占めており、税制優遇措置などによって政府もそれらの私的年金への加入を奨励しているところである。

しかしながら、上記のような私的年金を推進するとそれだけ運用のリスクを年金受給者が負うことになるため、なんらかの歯止めをかける必要も出てくる。そのような観点から、オーストラリア、イギリスなどの国においては、逆に私的年金に対する公的規制を強化して、いざというときの安全を確保している例も見られる。このように、私的年金を推進することは諸刃の剣的な要素もあるため、これらの国のような安全措置をとっていく必要もあるであろう。

## V 年金制度と労働市場との関係

年金制度と労働市場、特に高齢者雇用の間に重要な関係があることについては説明の必要はないであろう。上述の通り、労働へのインセンティブをいかに与えていくかという目標がある状況で、この年金制度と労働市場の関係についても、OECD加盟国のうちかなりの国において改革が行われているところである。

まず、支給開始年齢の全体的な引き上げについては例は少ない。日本のほかには、ハンガリー、チェコなどにおいてそれまでの60歳から62歳に引き上げるほか、イタリアやアメリカなどにおいて

も(引き上げ幅は違うが)同様の引き上げの例がある。これよりも一般的な例が、それまであった男性と女性の支給開始年齢の差を縮めていくというものであり、オーストラリア、ベルギー、ドイツ、ギリシャ、ポルトガルなど多くの国において実施される場所である。

次に、法定の支給開始年齢前に退職する者については、ほとんどの国において繰り上げ給付または部分年金が支給されるが、最近の各国における高齢者雇用を促進するという観点から、それらの給付額の削減が行われてきている。それらの具体的内容は千差万別であるが、主な例は①繰り上げ支給の年齢下限の引き上げ(フィンランド、ドイツ、ポーランド)②繰り上げ支給の前提条件としての雇用(保険料拠出)期間の延長(ベルギー、ハンガリー、イタリア)③繰り上げ支給を行う上での審査の厳格化(デンマーク)などである。

また、法定の支給開始年齢後に退職する者について支給を繰り下げ、支給額を増額することも、高齢者雇用へのインセンティブとして各国で採用されている方策である。通常は一定の年齢を上限として支給繰り下げを認めているが、フィンランド、スウェーデン(1999年から)およびイギリス(2010年から)においては年齢の上限を撤廃し、支給を繰り下げればそれだけ給付額が上昇するようにしている。支給額増額の方法については、年金数理的な増額にとどめる国(カナダ、ルクセンブルグなど)もあるが、政策的にひと月支給を遅らせるごとに増額される割合を決めている国(フィンランド、スロバキアなど)や、繰り下げた年数などに応じて最初の年金支給時に一時金を支給する国(オーストラリア)もある。

そのほか、雇用(および保険料拠出)期間の長さや支給額との関係が緊密でなく、労働へのインセンティブを欠いているという認識を示している国もいくつかあり、それをより緊密にして雇用へのインセンティブを高めようとする試みも行われている。

例えば、上述のスウェーデンにおいて導入された確定拠出年金と完全積立方式の組み合わせでは、そのような保険料拠出期間と支給額の関係がより緊密になっている。また、失業している期間や職業訓練をしている期間を一定限度において保険料拠出期間に含めることを認める国(カナダ、ルクセンブルグ、フィンランドなど)もある。

なお、就労と年金受給を組み合わせる労働形態に関しては、単なる年金の繰り上げ支給ではなく、部分的に就労を行いつつ部分的に年金支給を受けるいわゆる「部分年金」については、デンマーク、フランス、ルクセンブルグ、ドイツ、スウェーデン<sup>9)</sup>などにおいて行われている。年金の支給開始年齢後についての扱いは国によってさまざまであるが、ベルギーやアメリカのように年金受給者の収入について課税面で優遇しているケースなどあれば、イタリアやフランスなどのように年金受給を行う場合には就労することを制限するようになってきている国もある。これらの点については、国々の就労に関する考え方や失業率などによって影響を受けているのであろうが、各国での違いには興味深いものがある。

## VI 家庭環境の変化、高齢者像の変化に 適合した年金制度に向けて

高齢化の進展などの状況下で、各家庭の環境についても大きく変化しており、その中で年金制度としてどのような対応をしていくべきかということについては、日本においても論点の一つとなっている。OECD加盟国の間では、保険料拠出を行う際に育児、高齢者介護などの理由で稼働所得がない時期をどのように扱うかということが大きな論点になっているが、ドイツ、ベルギー、イタリア、スイスなどがそのような時期について一定限度の下で保険料拠出期間に算入することを認めている。これらの扱いは制度の財政的効率性の観点から縮小しよ

としている国もあるが、やはり家庭環境にも一定の配慮を示すのは必要なことではなかろうか。

また、ベルギーにおいては最近、離婚した者に対する年金制度を創設している。これは、離婚した者が60歳になった場合に、離婚前の配偶者の結婚中の収入の37.5%に基づく年金額から自らの収入に基づく年金額を差し引いた額が支給されることとなるものである。このような給付が行われることによって、被扶養者であった配偶者が離婚したとしても最低限の所得保障が行われることになる。

なお、この論点と関連して、OECDの場でも提唱され、サミットでも重要なコンセプトとして議論されたActive Agingの視点が重要となってくる。すなわち、高齢者が、現在ではその多くが必ずしも貧しく弱い存在ではなくなっているという状況の中、年金制度の本質に立ち返ってその必要性を吟味・検討し、高齢者が本当に自立して自らの選択により雇用、家庭生活などの中から本当に自分の希望する活動を行うこと、そのような選択を可能とするために、人々のライフスタイル自体をより柔軟にするように社会制度自体を整備していくことなどが、長期的には求められていくであろう。短期的な目標とはなり得ないものではあろうが、そのような長期的視点に立って社会をつくっていくことによって、本当に高齢者の生活をトータルに支援していくことができるであろう。

## VII まとめ：望ましい年金の将来像

日本においても、現在のところ各界において将来の年金制度についてさまざまな議論が行われているが、「世銀方式」がもてはやされ、厚生年金廃止などの提言が多くされている現状である。しかしながら、上述のILOとOECDの合同ワークショップにおいては、そのような議論についても多くの参加者から疑問が投げ掛けられていた。全体としては、別個の特色を持ったいろいろな制度に加入

できるようになることによって適切・柔軟に所得保障を行うべきこと、また高齢者の雇用促進を図る必要があることなどについては異論を差し挟む参加者はいなかったが、世銀方式に代表される完全積立・確定拠出方式、そして私的年金を重視するスキームについては、現状の年金制度自体が多くの国において既に賦課方式の下でかなり成熟化している状況であり、積立方式に移行する場合にはその際に経過的に生じる「二重の負担」の問題が大きく、その点が解決されなければ実施は困難であるとの意見が出されていた(もっとも、これについては、十分な時間をかければ克服可能であるとの意見もあった)。

これらの議論には、誤解を恐れずに一般化すると、国の関与による安定した所得保障(賦課方式・確定給付年金)を目指すか、または最低限の部分は国が保証した上で市場と連動した形で個人の選択に基づき高収益を目指すか(積立方式・確定拠出年金)という対立点があるように思える。実際には、後者に基づく制度を発展させてきた国も一部(オーストラリア、ニュージーランドなど)存在しているが、大多数のOECD加盟国は前者の制度に基づきこれまで高齢者の所得保障を行ってきたわけである。その中の一部の国(スウェーデンなど)では大規模なパラダイムシフトを行い、後者の確定拠出年金制度に制度変更を行った例もあるが、大部分の国(ドイツなど)では、賦課方式・確定給付年金を今後とも堅持するとの方向性を示している。いずれの方向をとるにせよ、重要な点は、各制度間のリスクをいかに分散させて、高齢者に多様な選択肢を与え、安定的かつ効率的な制度をいかに構築していくかということである。また、既存の制度についていかに高齢者の退職後の所得を保障していくかという観点に基づき、今後とも各国において、また日本においても、検討を重ねて行くべきものであろう。いずれにせよ各国の改革についてもその実施が完全に行われるのはだいたい2010

年以降ではあるが、その方向性については早急に枠組みを作り上げていかなければならないであろう。

#### 注

- 1) デンマークの公的年金制度は特殊であり、カナダ的な税財源の年金に加えて、定額の拠出と完全に連動した積立式の年金(ATP)がある。3階部分は労働協約に基づいた年金であるため、公的部分としては所得比例年金は存在していない。
- 2) 例えばオランダの場合には、1年間居住することによって満額支給の場合の2%の受給権を取得することになる。なお、スウェーデンなどの場合には基礎年金の支給を受けるためには最低3年間は居住していることを必要とする。
- 3) ミーンズテストについては、税財源で運営されている制度についてはすべて何らかの方法で課されているが、支給の基準となる所得水準については制度の基本理念との関係で大きな違いがある。例えばカナダにおいては、1989年の改正により初めて一部富裕層のみに対する給付取りやめの制度を導入している。なお、2001年までにはミーンズテストに基づく補助的な給付や年金受給者に対する税制優遇措置などを統合して、新たに「高齢者給付」(SENIOR BENEFIT)とすることとしている。
- 4) これらの財源については、保険料のみで賄っている例もあるが、一般的には法定の、または予算上の措置として實際上税財源から充当しているケースもある(ドイツ、イギリスなど)。
- 5) フランスのARRCO(補足年金の運営機関の一つ)などは労使が参加した民間の機関であり、制度として日本の基準からすると私的年金の範疇に入りそうだが、全国的統一的に運営が行われ、財政的にも賦課方式が採用されているため、国民経済計算(SNA)上は公的年金に分類されている。
- 6) しかしながら、ニュージーランドだけは私的年金に対する税制上の支援は全く行っていない、政府としては普及啓発を通じて私的年金への加入を促進している。
- 7) また、例えばハンガリーについては、制度改正により98年に年金給付は課税所得となっている。
- 8) なお、オーストラリアでは公的基礎年金はミーンズテストに基づき給付されるため全高齢者をカバーしてはいないが、上述のように、公的年金の給付レベルの引き上げについても目標としており、最終的には従前所得の25%を法定化すべく現政権において検討を行っているところである。



- 9) スウェーデンについては、最近の全般的な年金改革の中で部分年金についてはその適用の制限を行っており、同年金の支給開始年齢が60歳から61歳になり、また支給率がこれまでの65%から55%に引き下げられるほか、2001年からは部分年金そのものが廃止されることとなっている。

参考文献

- Kalisch, David W., et al. 1998. *Social and Health Policies in OECD Countries: A Survey of Current Programmes and Recent Developments*. Labour Market and Social Policy Occasional Paper No. 33, OECD.
- Kalisch, David W., and Tetsuya Aman. 1998. *Retirement Income Systems: The Reform Process across OECD Countries*. OECD.
- Esping-Andersen, Gosta. 1997. "Welfare States at the End of the Century: The Impact of Labour Market, Family and Demographic Change." *Family, Market and Community: Equity and Efficiency in Social Policy*. Social Policy Studies No. 21, OECD.
- 阿萬哲也 1998 「年金制度改革に係るILO・OECD合同ワークショップ」『世界の労働』第48巻 第2号  
(あまん・てつや  
厚生省保健医療局臓器移植対策室室長補佐)